



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいませようお願い申し上げます。

マイナンバーについて

2016年1月からマイナンバー制度が開始します。

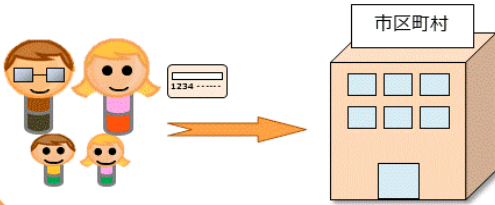
気になる自分の個人番号ですがこれは2015年の10月から順次、市区町村から個人一人ひとりに送られてきます。役員・従業員とその扶養親族についても、必要になってきます。従業員の皆さんに、とりあえず保存してもらおうようお願いください。

1. 個人のマイナンバーの使われ方

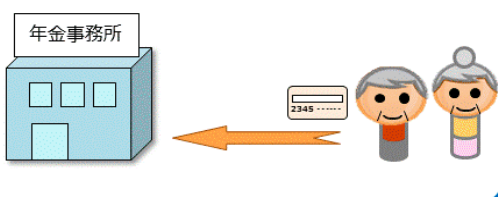
マイナンバーは次のような場面で使います。



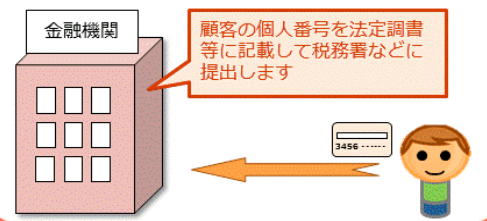
毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



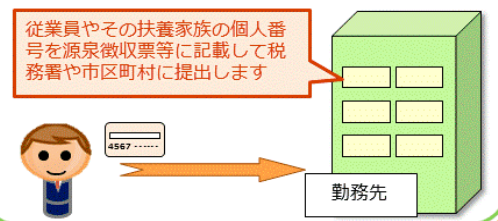
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所
にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等にマイナンバー
を提示し、法定調書等に記載します




勤務先にマイナンバーを提示し、
源泉徴収票等に記載します



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

2. 法人のマイナンバー

(送付先) 100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 法人番号株式会社 御中  国 税 庁 長 官 (官 印 省 略) 法人番号指定通知書 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、 下記のとおり法人番号を指定したことを通知します。 記		法人のマイナンバーについても同様に送られてきます。保管をお願いいたします。 平成27年10月から、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。 番号の通知後、法人番号は、原則としてインターネット(法人番号公表サイト)を通じて公表します。 左図の見本をご確認ください。
平成 年 月 日 法人番号 (13桁)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
法人番号の指定を受けた者※1 商 又 は 名 称 法人番号株式会社	本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号	
法人番号指定年月日	平成 年 月 日	
国税庁法人番号公表サイトの表記※3 商 又 は 名 称 法人番号株式会社	本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号	

※1 通知書作成日現在の情報に基づく表記です。
 ※2 法人番号の指定を受けた法人の届出情報に基づいて記載しています。
 ※3 国税庁法人番号公表サイトでは、4桁第1水準及び第2水準以外の文字を4桁第1水準及び第2水準の文字に置換えています。また、人跡のない「田舎」については、あらかじめその代表者又は管理人の同意を得た場合に公表する表記です。